破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５７号
北海道北見市常盤町１丁目１番27号　レイキャビク202号
債務者　佐藤かおり
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
北海道北見市中ノ島町３丁目11番28号
債務者　村井美沙子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
北海道北見市美山町83番地24
債務者　林　みどり
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
青森県八戸市南白山台１丁目８番５号　バートタイニー203号室、前住所青森県八戸市大字湊町字下大久保道17番地２　ヴァルールＭＢ－Ｂ
債務者　一沢　厚子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
盛岡市上太田細田65番地
債務者　藤原　利昭
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３６０号
岩手県宮古市津軽石第10地割20番地11
債務者　我妻　保雄
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５３７号
岩手県紫波郡紫波町中島字前郷６番地99
債務者　山﨑　健治
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５６３号
岩手県岩手郡雫石町上町東１番地１、旧住所盛岡市青山４丁目18番３―502号
債務者　中村　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６１８号
盛岡市みたけ６丁目16番66号
債務者　今松　美季
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６２５号
盛岡市三本柳３地割２番地９　細川荘３号、旧住所盛岡市玉山区下田字柴沢660番地２
債務者　壽文字裕子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３９０号
埼玉県八潮市八潮３丁目３番地25　クニイビル302
債務者　天沼　優也
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番16―107号
債務者　中村　勝二
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４５４号
埼玉県草加市谷塚町1722番地９　テンプラーダ草加103号
債務者　大島　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第８０１号
千葉市稲毛区六方町215番地の33
債務者　澁谷　武志
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８８６号
千葉県浦安市北栄１丁目１番23号　大竹ハイツ202
債務者　村田　雄大
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８９１号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番12棟210号
債務者　安田　　勉
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９２４号
千葉県市原市君塚３丁目５番地15　第２五反田ハイツ201号
債務者　三浦絵里奈（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係